



INDEX

- 1. 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 2. アンケートに答えるアルバイトに応じたら勝手に借金されていた！
- 3. 出前寄席・出前講座・消費生活講座のご案内



1.若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

東京都は、若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月～3月を「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間」とし、関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で、若者向けの悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。

【実施期間】

令和2年1月から3月まで

【参加機関】

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市、国民生活センター

【東京都の主な事業】

★ポスター・リーフレットの配布

都内の大学、専修学校、高校、大学生協、カラオケ店、ネットカフェ等、若者の多く集まる場所や都内区市町村の消費生活センターでポスターの掲出やリーフレットの配布を行います。



★キャンペーン期間中に SNS (Instagram、Facebook、Twitter)、YouTube を利用した動画広告を実施します！今年度の動画は、タレントのぺえさんが出演し、悪質商法の被害防止を呼びかけます！

【内容】「楽に稼げる」というウマイ話を信じてしまい、だまされたことに気づくぺえさん。

「困ったら、まずは相談」と呼びかけ「☎188 (消費者ホットライン)」を紹介します。



★都内高校の2年生に消費者教育・啓発ノートを配布

★特別相談「若者のトラブル110番」の実施

電話と来所で相談をお受けします。

「期間」3月9日(月曜日)・10日(火曜日) 9時から17時まで

「相談機関」東京都消費生活総合センター

「相談電話番号」03-3235-1155

<東京くらしWEB> 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

詳しくはこちらをご覧ください。↓

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono\\_press.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html)



## 2.アンケートに答えるアルバイトに応じたら勝手に借金されていた！

### 相談事例

大学構内で男性から声を掛けられ、アンケートに答えるアルバイトに応じることになり、学内の食堂に友人と一緒に外向き質問に回答した。アルバイト代2,000円は現金でもらったが、この他に後日1,000円を振り込みで払うために必要と言われ、銀行口座番号とキャッシュカードの暗証番号、氏名、携帯電話番号を男性に伝え、住所確認のために運転免許証を見せた。男性はそれらの情報をアプリに入力していたが画面は見せてもらえなかった。

その後、男性の連絡先として教えてもらっていた電話番号にかけたら消費者金融の電話番号だった。確認すると私の名義で勝手に30万円の借金がされていることがわかった。借入金私の口座には入金されておらず、第三者が詐取したようだ。どうしたらいいか。

### アドバイス

1. アルバイトの報酬の支払いのためだと言われても、見ず知らずの相手に運転免許証の画像を撮らせたり、銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号などを伝えたりしないでください
2. 不審な勧誘を受けた場合や、身に覚えのない借金に気が付いた時には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう



## 3.出前寄席・出前講座・消費生活講座のご案内

### 【出前寄席】

- ・「1人より2人で！お金の判断は！」2月13日（木）13時30分から（区民ひろば清和第一）

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/28yosekouzanitteihyou.html>

### 【出前講座】

- ・「子どもの身の回りのヒヤリ・ハット」2月20日（木）11時から（区民ひろば朋有）

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021967.html>

- ・2月14日（金）13時30分から「シニアのためのインターネットトラブル対策」

- ・3月3日（火）14時から「災害食講座 災害時こそ家庭にある食材を！」★保育あり

★会場は、いずれも、IKE Biz(としま産業振興プラザ)6階第3会議室です。

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021967.html>



### ★困ったときは、すぐに相談！

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

<注意>このアドレスは配信専用のため、返信いただいても対応することができません。



発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター

TEL：03-4566-2416（平日のみ）

